

我が国の海洋生物資源の資源管理指針（一部改正案）

平成23年 3月29日公表  
 平成23年12月22日改正  
 平成24年 3月30日改正  
 平成24年12月10日改正  
 平成25年12月11日改正  
 平成 年 月 日改正

第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業概観

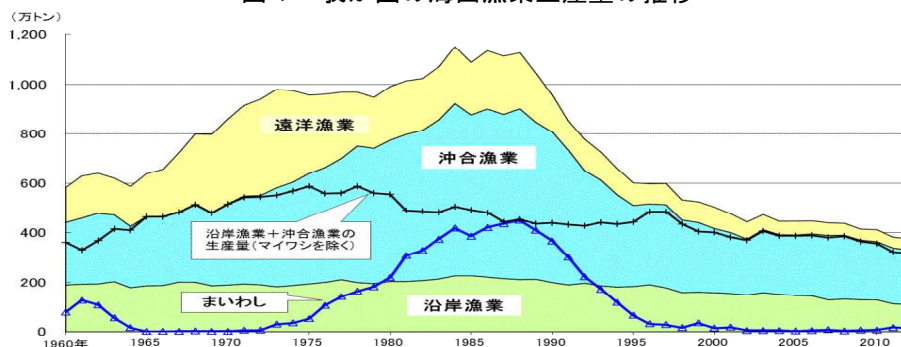
我が国は世界で第6位の広大な排他的経済水域を有し、また我が国周辺には暖流と寒流が位置し混合することや複雑な地形により世界でも有数の漁場が形成され、古来より多種多様な漁業が展開されるとともに、多様な漁村文化や豊かな魚食文化が育まれてきた。

一方、我が国の海面漁業生産量は、1984年の約1,150万トンピークに2012年には約376万トンと大きく減少している（図1）。これは、まいわし資源の資源変動に伴う漁獲量の急激な減少及び遠洋漁業の縮小が大きな要因であるが、加えて、2011年の東日本大震災で被災した地域の漁獲が減少したことが影響したことによる。

なお、近年の我が国周辺水域の水産資源を見ると、資源水準が中位又は高位にある魚種が5割、低位にある魚種が5割となっている。また、現在の資源水準にかかわらず、資源動向が減少傾向にある魚種が見られる。

海洋生物資源の資源状況は海域ごと、また魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、世界三大漁場と言われる我が国周辺水域の恵まれた漁場環境を活かしながら、資源状況及び当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図ることが国内外問わず強く求められており、本指針を通じ、それらの要請に適切に対応していく必要がある。

図1 我が国の海面漁業生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## 2 排他的経済水域等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）（以下「排他的経済水域等」という。）における海洋生物資源は、漁業法及び水産資源保護法に基づく漁業許可制度を基礎として、漁獲可能量制度、漁獲努力可能量制度、資源回復計画等を通じて、その保存及び管理が図られてきた。

一方、海洋環境の変化、沿岸域の埋立等による産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少及び回復力を上回る漁獲が行われたこと等によって、資源水準が低位にある資源も多く存在している。

我が国排他的経済水域等に生息する海洋生物資源の維持・増大を図るためには、漁場環境の保全はもとより、資源及び漁業の特性に応じて、資源水準が低位の資源にあつては漁獲圧の低減、加入状況に応じた未成魚の保護や産卵親魚の保護を行うことにより資源の積極的増大を図り、中位又は高位の資源にあつても資源状況の維持のために漁獲圧の調整を行う等、適切な管理措置を機動的に実施することが必要である。

このため、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた資源管理の内容を漁業種類ごとに定め、適切な資源管理を推進する。特に資源が低位水準又は減少傾向にある魚種に対してより効果的な資源管理を行うことにより、資源の維持回復を実現することが必要である。併せて、漁獲可能量及び漁獲努力可能量の遵守を引き続き行うとともに、減船及び休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養及び漁場環境の保全等を引き続き実施し、資源回復の円滑な推進を図る。

## 3 高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類資源及び2つ以上の国の排他的経済水域や公海等にまたがって分布回遊する魚類資源については、直接又は国連海洋法条約第63条若しくは第64条に基づき設立された地域漁業管理機関を通じて、沿岸国及び漁業国が協力してその保存及び管理が図られてきた。また、公海における魚類資源については、国連海洋法条約第118条に基づき設立された地域漁業管理機関等により、関係国が協力してその保存及び管理が図られてきた。

一方、近年、多くの海域において資源状態が悪化している状況であり、一部のまぐろ類やさめ類については、地域漁業管理機関による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（CITES）の附属書に掲載しようとする動きが続いている。また、公海底魚漁業においては、2006年の国連決議（2008年末までに、個々の底魚漁業の活動が底魚魚類資源の持続的利用等に重大な悪影響を及ぼすか否かを評価し、当該漁業活動が重大な悪影響を及ぼすと評価された場合は、当該影響を防止するよう管理する又は当該漁業を停止すること）を踏まえ、底魚魚類資源の持続的利用のために一定期間の禁漁措置の実施等の厳しい自主規制が求められており、今後ともさらに厳しい自主規制の導入が要求される等、操業条件に関して不安定な状況にある。

このような状況の下、我が国は、各地域漁業管理機関等において科学的資源評価を踏まえた適切な資源管理措置が採択されるよう努めるとともに、関係国に対しこれを確実に遵守する体制の確立に努めていく。また、我が国は、国際的な資源管理をリードして

いくためにも、地域漁業管理機関等で決定された資源管理措置の遵守徹底を図るとともに、我が国が自らの資源管理を強化していくことが重要である。

#### 4 本指針の対象とする海洋生物資源、漁業種類及び資源管理措置

本指針は、我が国排他的経済水域等において相当の漁獲量がある主要な海洋生物資源、高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源について、資源管理目標を示し、それを漁獲する漁業種類ごとに取り組みべき資源管理措置を示すものである。本指針については、資源状況及び漁業実態の変化等を踏まえ毎年少なくとも1回見直すこととし、より実情に即した最適な資源管理を実現することとする。

また、都道府県及び地域ごとの重要な魚種及び漁業種類については、各都道府県の資源管理指針に従うものとするが、本指針及び各都道府県の資源管理指針は、全体として我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、これら指針間での整合性を確保しつつ、国及び都道府県は連携・協力して資源管理を推進するものとする。特に、複数の都道府県をまたがる資源については、関係する国又は都道府県は、協議体制の構築等により、適切な資源管理に向けた合意形成を図るよう努めることとする。

なお、本指針における公的資源管理措置（以下「公的措置」という。）とは、漁業関係法令に基づく規制（漁業権行使規則及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理のための取組であって、水産基本計画（2002年3月閣議決定）に基づく取組の開始された2002年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては自主的資源管理措置（以下「自主的措置」という。）とみなし、取り扱うものとする。

## 第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向

### 【魚種別資源管理】

#### 1 さんま

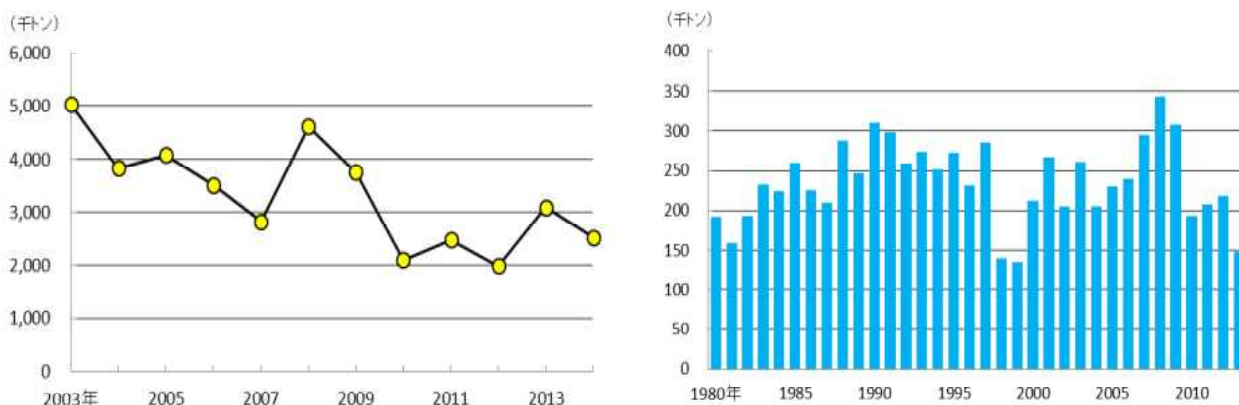
##### （1）資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

資源の状況については、日本のさんま棒受網漁船のC P U E（1操業当たりの漁獲量）から資源水準は中位、過去5年間（2010～2014年）の資源量が減少と増加を繰り返していることから動向は横ばいと判断されるが、2010年以降の資源量及び親魚量は、2009年以前と比べて少なくなっており、資源量は中期的には減少傾向にある（図2）。

漁獲の状況については、我が国における当該資源の漁獲は、北太平洋さんま漁業が大半を占めており、2013年の日本の漁獲量は、14.8万トンで、2000年以降初めて15万トンを下回った（図2）。

図2 さんまの資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

## (2) 資源管理目標

現状の漁獲圧は資源に対してかなり低いと言えるが、資源の水準・動向を踏まえ、適切な資源管理を通じて、今後も現状の資源状況を維持するよう努める。

## (3) 資源管理措置

### 北太平洋さんま漁業

さんま資源の安定的な供給を確保する観点から、今後も現状の資源状況を維持するため、当該漁業においては、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○休漁

また、上記の措置のほか、来遊状況等に応じて行う、期間別漁獲量上限の設定及び期間別操業回数の制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

## 2 すけとうだら

### (1) 資源及び漁獲の状況

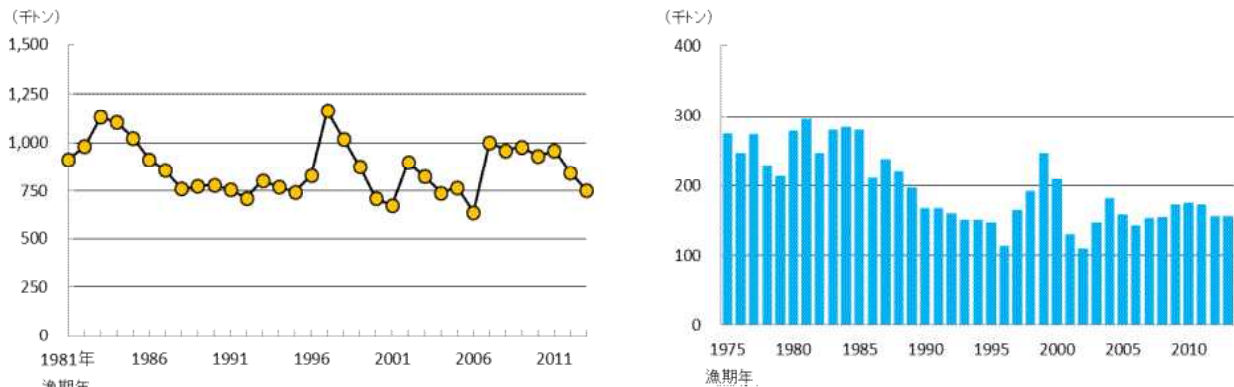
我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、分布域によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。

資源の状況については、この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり豊度の高い加入となったものの、その後続く豊度の高い加入は確認されていない。2013年の資源量は91.0万トンであり、2歳以上の資源量から資源水準は中位、過去5年間(2009～2013年)の2歳以上の資源量の推移から動向は減少と判断される(図3-1)。日本海北部系群は、2006年級群の加入状況は良かったものの、その後の加入状況が悪く、資源量から資源水準は低位、過去5年間(2009～2013年)の資源量の推移から動向は減少と判断される(図3-2)。ただし、2012年級群の加入状況は良い模様である。オホーツク海南部は、資源量指数から資源水準は中位、沖合底びき網漁業のC P U E(1網当たりの漁獲量)の推移から動向は増加と判断される(図3-3)。根室

海峡は、総漁獲量から資源水準は低位、動向は横ばいと判断される（図3-4）。

漁獲の状況については、我が国では、主に沖合底びき網漁業及び刺し網漁業により当該資源を漁獲しており、2013漁期年（4月から翌年3月）の漁獲量は21.0万トンである。

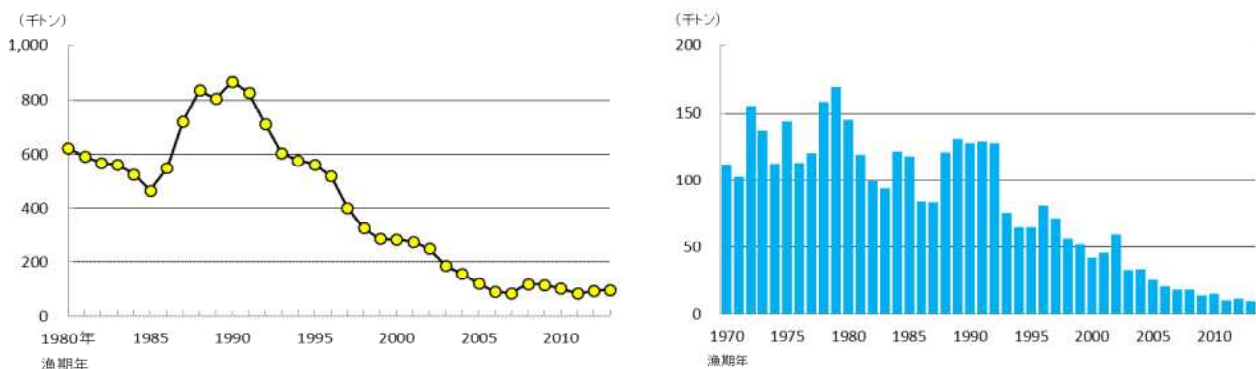
図3-1 すけとうだら太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図3-4まで同じ）

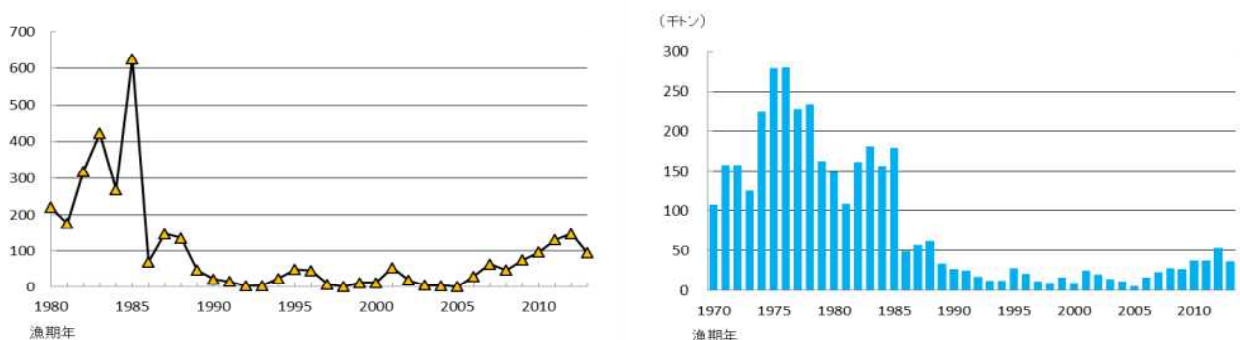
注：資源量（左図）は2歳以上、漁獲量（右図）

図3-2 すけとうだら日本海北部系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



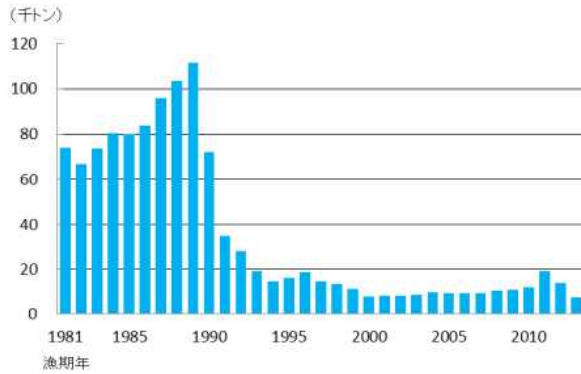
注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

図3-3 すけとうだらオホーツク海南部の資源量指数及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量指数（左図）、漁獲量（右図）

図3-4 すけとうだら根室海峡の漁獲量



## (2) 資源管理目標

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行う。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行う。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

すけとうだら日本海北部系群は、資源の回復には至っていないものの、これまで行ってきた高豊度の2006年級群の獲り控え等は一定の管理効果が認められることから、引き続き高豊度年級群の獲り控え等の資源管理措置を講じていくことが重要である。

このため、北海道日本海地区において専ら本系群を利用する沖合底びき網漁業については、可能な限り資源の保存を図るため、大幅に漁獲努力量（操業隻日数）を削減し、操業隻日数の上限設定（強度資源管理）を実施する必要がある。

なお、他の地区も含め、すけとうだらを漁獲対象とする沖合底びき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 3 まあじ

### (1) 資源及び漁獲の状況

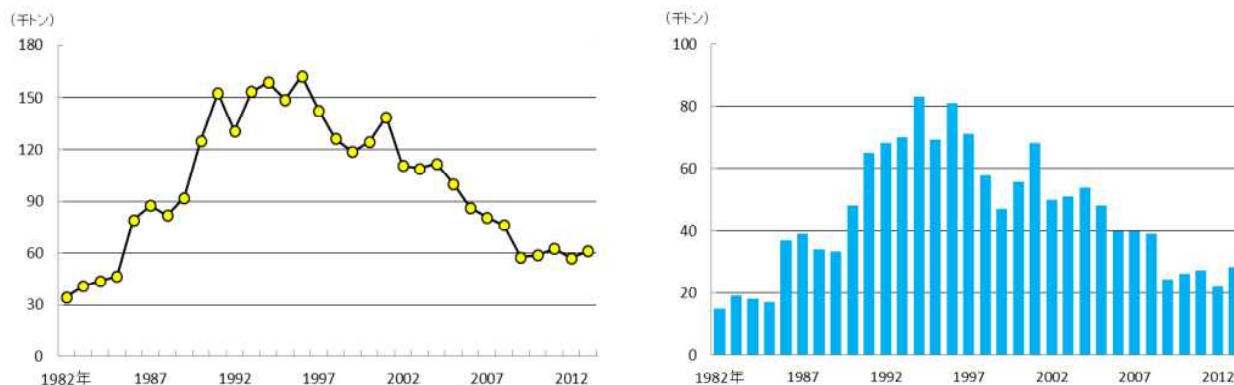
我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状況により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。

資源の状況については、太平洋系群及び対馬暖流系群の2013年の資源量はそれぞれ6.1万トン、44.0万トンであり、太平洋系群及び対馬暖流系群は、共に、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される（図4-1、4-2）。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2013年の漁獲量は14.8万トンである。

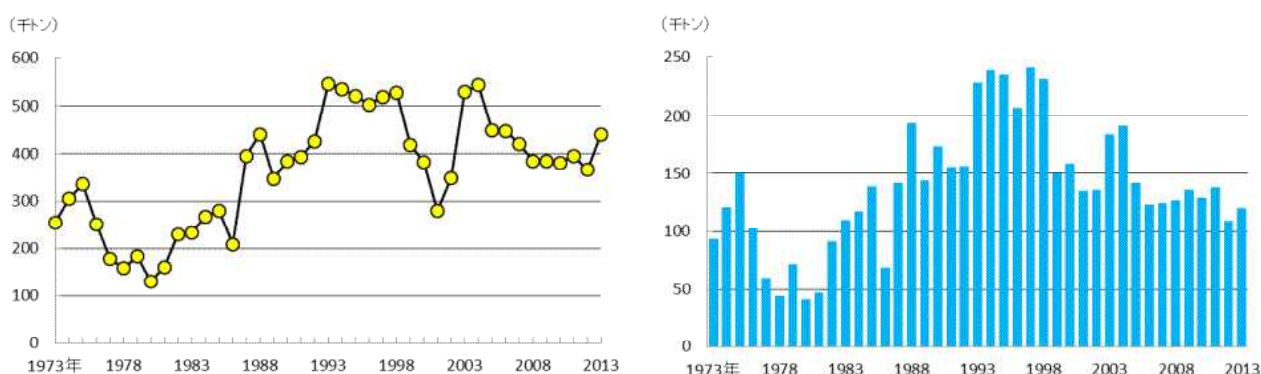
図4-1 まあじ太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図4-2まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図4-2まで同じ）

図4-2 まあじ対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



## (2) 資源管理目標

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うこととするが、漁獲動向に注意しつつ、必要に応じて関係者間で検討を行う。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

まあじを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

#### 4 まいわし

##### (1) 資源及び漁獲の状況

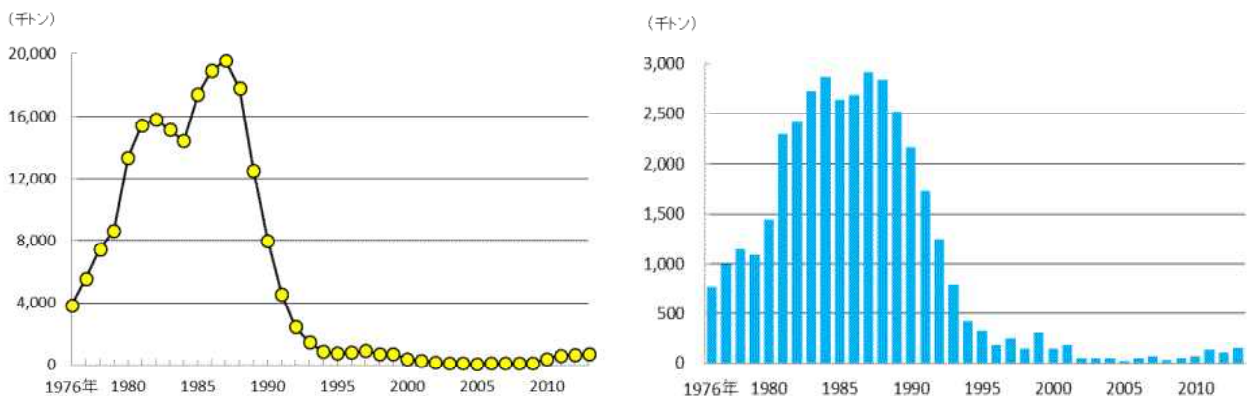
我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

資源の状況については、太平洋系群は、2010年級群の加入が良く、2013年の資源量は71.4万トンであり、資源量と親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図5-1）。対馬暖流系群は、2013年の資源量は25.2万トンであり、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図5-2）。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2013年の漁獲量は23.4万トンである。

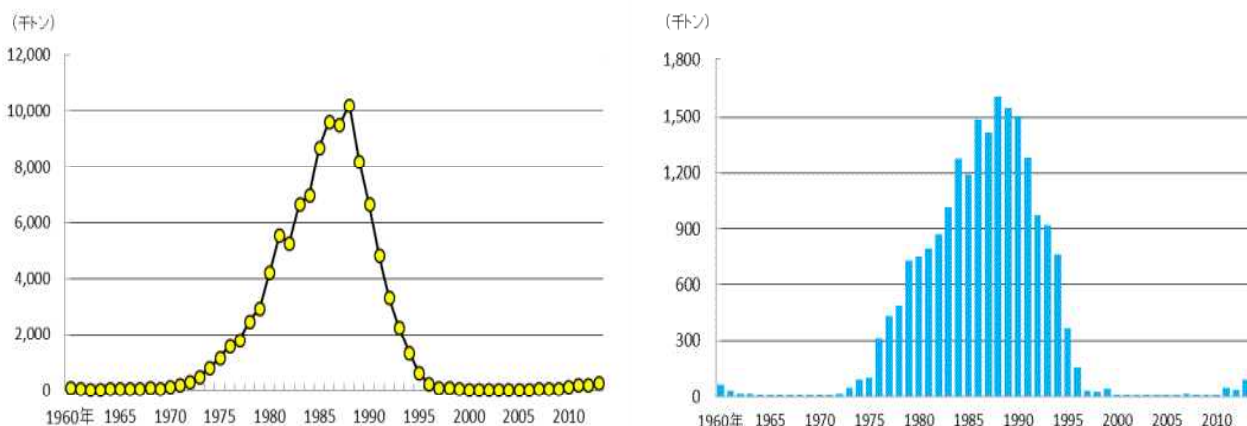
図5-1 まいわし太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図5-2まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図5-2まで同じ）

図5-2 まいわし対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移





## (2) 資源管理目標

太平洋系群については、資源水準の維持又は増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行う。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持又は増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

まいわしを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

# 5 さば類（まさば及びごまさば）

## (1) 資源及び漁獲の状況

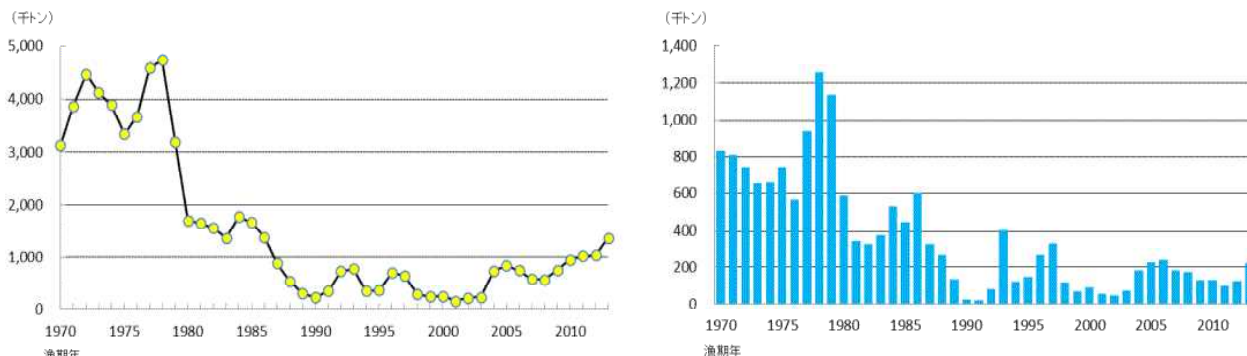
我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。

資源の状況については、まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年と豊度の高い加入があり、2013年の資源量は136.1万トンである。親魚量から資源水準は低位と判断されるが、未成魚が増加しており、今後は親魚量の増加が見込まれる。過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図6-1）。まさば対馬暖流系群の2013年の資源量は42.8万トンで、資源量と親魚量から資源水準は低位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は減少と判断される（図6-2）。ごまさば太平洋系群の2013年の資源量は78.5万トンで、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される（図6-3）。ごまさば東シナ海系群の2013年の資源量は13.4万トンで、資源量から資源水準は中位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される（図6-4）。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2013年の漁獲量は、まさば28.4万トン、ごまさば14.5万トンである。

図 6-1 まさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図6-4まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図6-4まで同じ）

図 6-2 まさば対馬暖流系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移

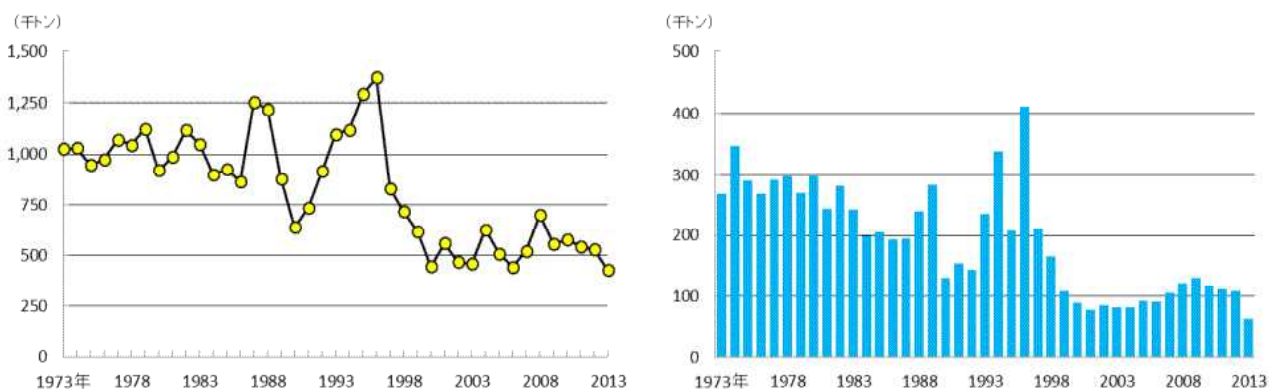


図 6-3 ごまさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移

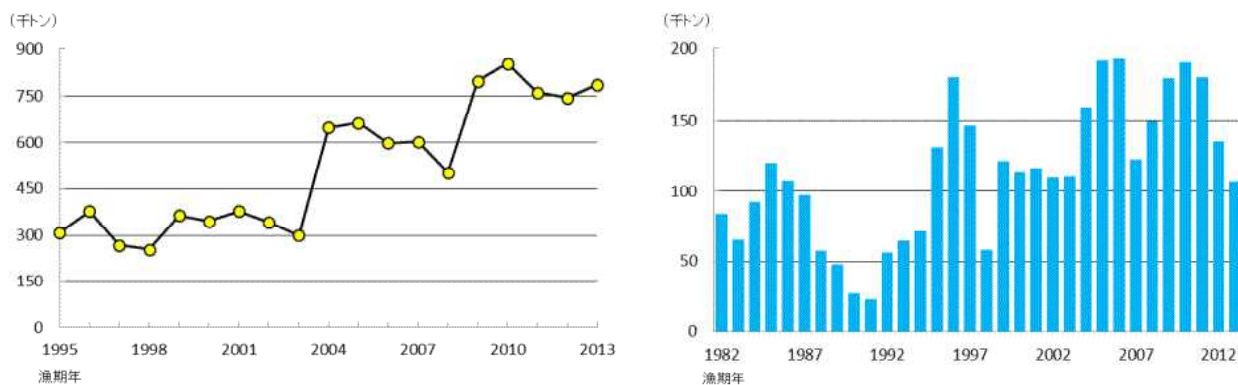
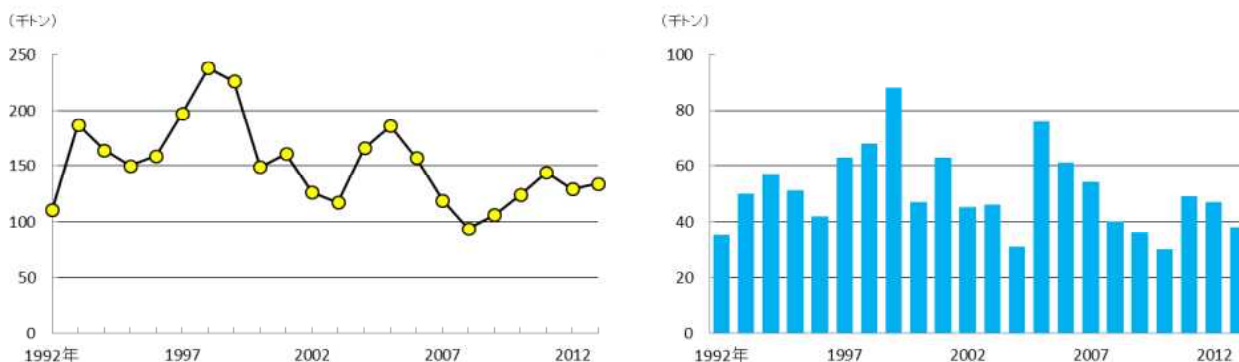


図 6-4 ごまさば東シナ海系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



## (2) 資源管理目標

まさば太平洋系群については、資源の高水準での持続的利用を可能とするためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な親魚量45万トン以上の確保が必要とされているが、現在の資源水準は、親魚量は45万トンをやや下回る水準であり、今後の加入動向に十分留意しつつ、引き続き資源の回復を図るよう、管理を行う。

ごまさば太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみでの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

さば類を漁獲対象としている大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 6 するめいか

### (1) 資源及び漁獲の状況

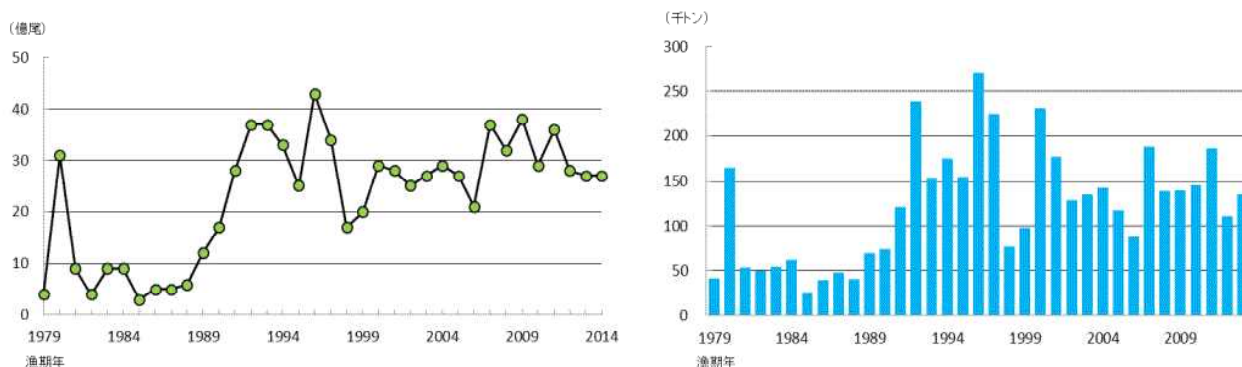
我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況については、資源量をみると、冬季発生系群の2014年の資源量は82.3万トンであり、資源尾数から資源水準は中位、過去5年間（2010～2014年）の資源尾数の推移から動向は横ばいと判断される（図7-1）。秋季発生系群の2014年の資源量は234.5万トンと倍増し、過去最高を記録した。資源量から資源水準は高位、過去5年間（2010～2014年）の資源量の推移から動向は横ばいにあると判断される（図7-2）。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にいか釣り漁業、定置漁業及び沖合底びき網漁業により当該資源を漁獲しており、その他大中型まき網漁業等によっても漁獲が行われている。2013年の漁獲量は17.4万トンである。

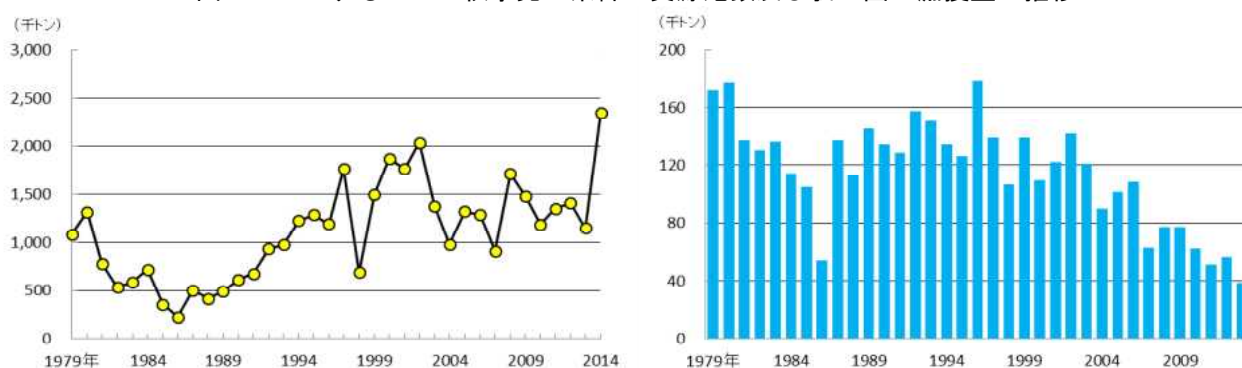
図 7-1 するめいか冬季発生系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 7-2 まで同じ）

注：資源尾数（左図）、漁獲量（右図）

図 7-2 するめいか秋季発生系群の資源尾数及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

## (2) 資源管理目標

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。

## (3) 資源管理措置

するめいかを漁獲対象とするいか釣り漁業、沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 7 ずわいがに

### (1) 資源及び漁獲の状況

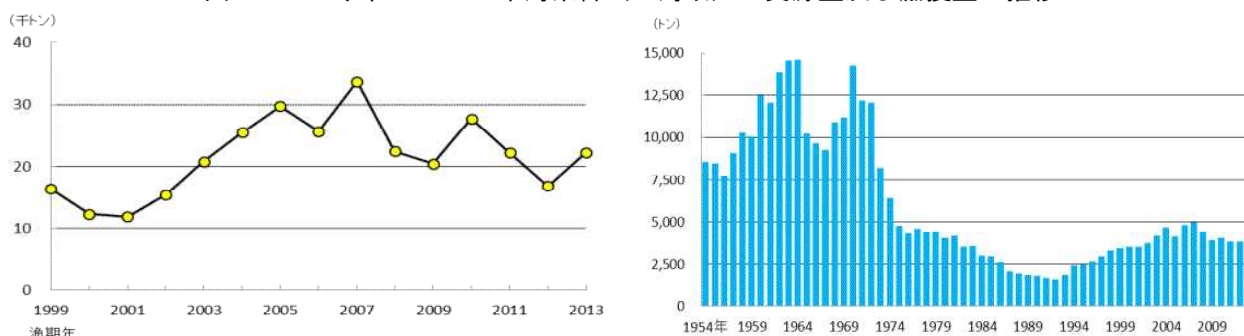
我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、鮫子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150m～750mの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。

資源の状況については、この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、資源密度指数から資源水準は中位、過去5年間（2010～2014年）の資源量の推移から、動向は減少と判断される（図 8-1）。新潟県以北（B海域）では、資源密度指数の5年移動平均から資源水準は高位、

過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は減少と判断される（図8-2）。また、オホーツク海系群は、沖合底びき網漁業のCPU E（1網当たりの漁獲量）から資源水準は低位、過去5年間（2010～2014年）の調査船調査による分布密度の推移から動向は横ばい、太平洋北部系群は、資源量から資源水準は低位、過去5年間（2009～2013年）の資源量の推移から動向は減少（図8-3）、北海道西部系群は、ずわいがにかご漁業のCPU E（1かご当たりの漁獲量）から資源水準は高位、過去5年間（2009～2013年）のCPU Eの推移から動向は増加であると判断される。

漁獲の状況については、我が国における当該資源の漁獲は、沖合底びき網漁業が大半を占めており、その他かご漁業であるずわいがに漁業によっても漁獲が行われている。2013漁期年（7月から翌年6月）の漁獲量は3,838トンである。

図8-1 ずわいがに日本海系群（A海域）の資源量及び漁獲量の推移



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図8-3まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下、図8-3まで同じ）

図8-2 ずわいがに日本海系群（B海域）の資源量及び漁獲量の推移

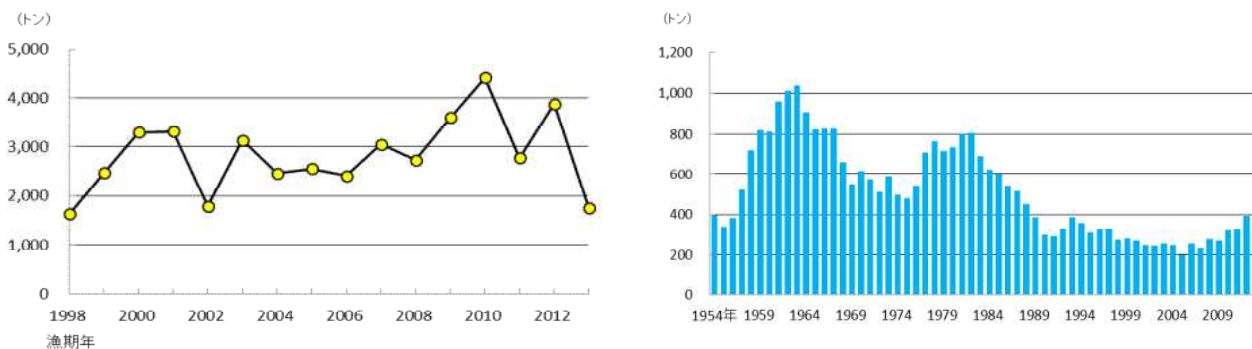
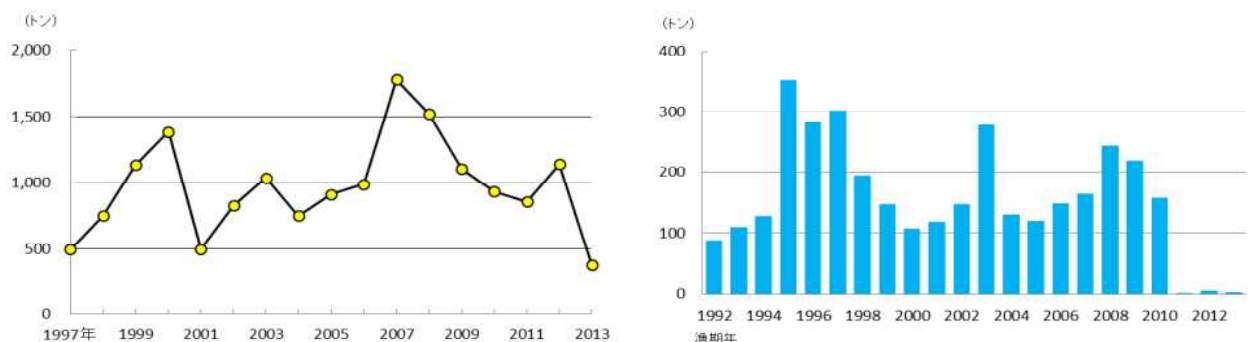
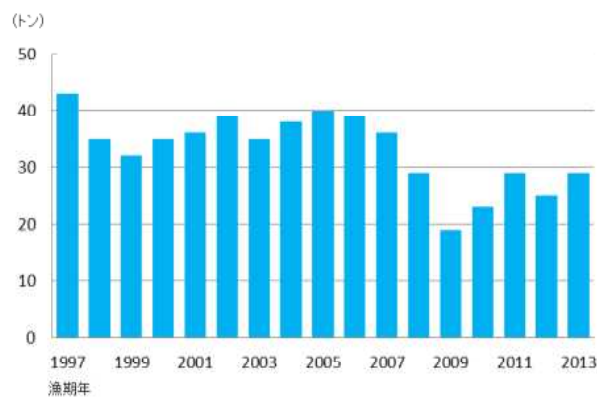
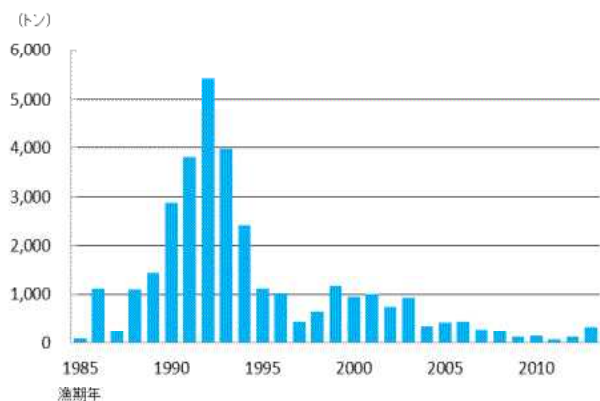


図8-3 ずわいがに太平洋北部系群の資源量及び漁獲量の推移



注：2011漁期年以降は、東日本大震災の影響により漁獲量が減少

(参考) ずわいがにオホーツク海系群及び北海道西部系群の漁獲量の推移



資料：水産庁・(独) 水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成

注：オホーツク海系群（左図）、北海道西部系群（右図）

## (2) 資源管理目標

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持又は増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行う。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組む。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。

## (3) 資源管理措置

### ずわいがに漁業

ずわいがに資源の維持を図るため、当該漁業においては、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○休漁

また、上記の措置の他、これまで取り組んできた当該漁業における年間の漁獲量上限の設定、操業区域の制限、水がにの採捕制限、小型がに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

一方、ずわいがにを漁獲対象としている他の漁業種類（沖合底びき網漁業）については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 8 ベにずわいがに

### (1) 資源及び漁獲の状況

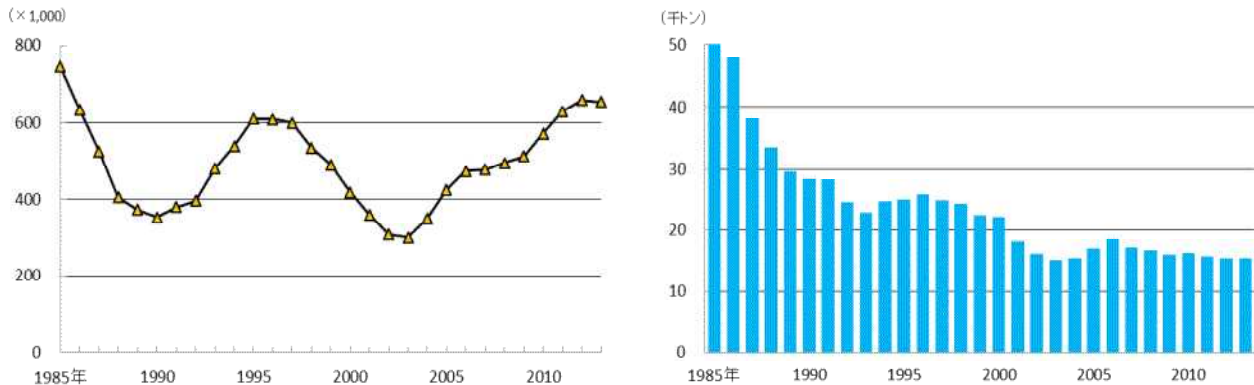
日本海のべにずわいがには、北海道から島根県沖にかけての水深500mから2,700mの水深帯に広く分布し、分布の中心は1,000mから2,000mである。

資源の状況については、2003年以降資源量指標値は増加傾向にあり、資源水準は中位、

動向は増加と判断される（図9）。

漁獲の状況については、我が国では、主にかご漁業である日本海ベにズワイガニに漁業及びベにズワイガニにかご漁業により当該資源を漁獲しており、2013年の漁獲量は1.5万トンである（図9）。

図9 ベにズワイガニに日本海系群の資源量指標値及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（独）水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成

注：資源量指標値（左図）、漁獲量（右図）

## （2）資源管理目標

ベにズワイガニに資源については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を引き続き中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。

## （3）資源管理措置

### 日本海ベにズワイガニに漁業

資源の維持又は増大を図るため、当該漁業においては、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量上限の設定

また、上記の措置の他、これまでに「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」（2005年4月7日公表）で取り組んできた休漁、保護区の設定、小型ガニ保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

さらに、資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

## 9 くろまぐろ（太平洋くろまぐろ）

### （1）資源及び漁獲の状況

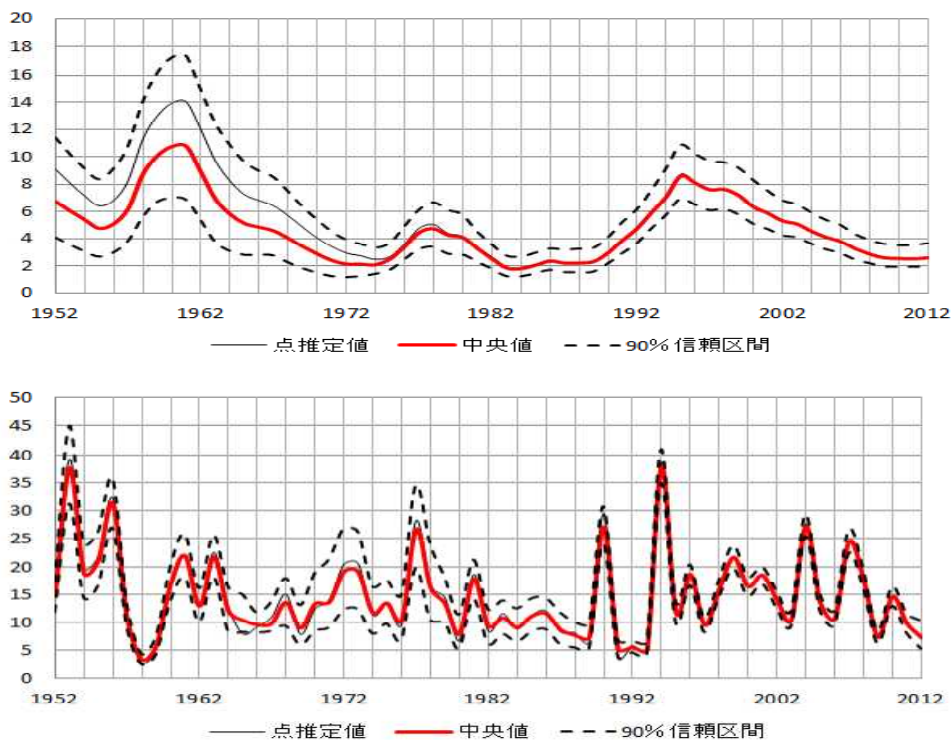
資源の状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（以下「ISC」という。）において、現在、1952～2012年における推定資源量の最低レベルに近いと推定されており、この背景には、親魚資源が減少し、未成魚を中心に漁獲圧が増加していることが考えられる。2013年においては、0歳魚の漁獲が低水準にあり、加入が大幅に低下していることを示唆している可能性がある（図10-1）。現在の資源水準は低位、動向

は減少と判断される。

くろまぐろは、近年、国際社会において資源管理に高い関心が集まっているが、特に太平洋くろまぐろは、全漁獲量の約7割が我が国によるものであり、また我が国周辺水域内に産卵場があること等から、我が国はその持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

漁獲の状況については、我が国では、主に大中型まき網漁業、曳き縄漁業及び定置漁業により太平洋くろまぐろを漁獲しており、2012年の漁獲量は0.6万トン、2013年の漁獲量は0.7万トンである（図10-2）。

図10-1 2014年の資源評価で推定された太平洋くろまぐろの産卵親魚量及び加入量の推移

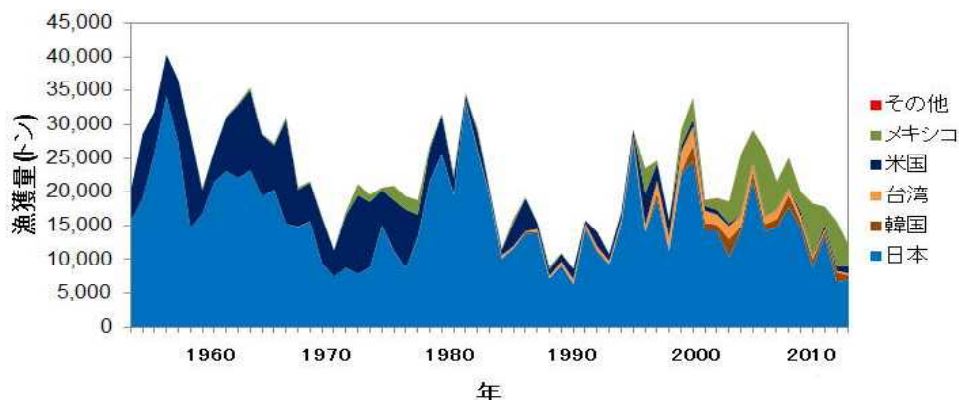


資料：2014年7月 I S C 資料を基に作成（以下図10-2まで同じ）

注1：産卵親魚量（上図：万トン）、加入量（下図：百万尾）

注2：赤実線は中央値、黒実線は点推定値、点線は90%信頼区間

図10-2 太平洋くろまぐろの国別漁獲量の推移（1952～2013年）





## (2) 資源管理目標

未成魚の漁獲を2002－2004年の平均漁獲実績の50パーセントまで削減し、産卵親魚量を2015年から2024年までの間に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを目標に管理する。

## (3) 資源管理措置

太平洋くろまぐろについては、その漁獲のほとんどが未成魚によって占められており、資源の持続的かつ合理的利用を図るためには、これら未成魚の漁獲を抑制する必要がある。このため、同資源を漁獲対象としている大中型まき網漁業については、未成魚の漁獲量上限を2,000トンと定め、未成魚の主漁場となっている九州西及び日本海海域において、漁獲量の削減（強度資源管理）を実施する必要がある。また、成魚についても、近年の漁獲水準から増大することがないように、日本海海域において漁獲量上限の設定を実施する必要がある。

なお、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## (4) その他資源管理のために取り組む事項

動力漁船を使用して太平洋くろまぐろを漁獲することを目的とする曳き縄等の漁業（農林水産大臣又は都道府県知事の管理下にある一部漁業を含む。）については、広域漁業調整委員会指示による承認制に基づいて隻数管理を行うとともに、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については、免許数の抑制を図る。

加えて、太平洋くろまぐろを漁獲する全ての漁業（大中型まき網漁業を除く。）における、未成魚の漁獲量上限を2,007トンと定め、適時的確に漁獲状況を把握するための漁獲モニタリングを実施し、これを遵守するよう努める。

また、くろまぐろ養殖業については、養殖場の登録及び養殖実績報告を義務付けることに加え、天然種苗の漁獲増大を防ぐため、原則として、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした養殖漁場の拡大、生け簀の数や規模の拡大が行われないよう管理する。

さらに、輸入くろまぐろについては、漁獲情報等の収集等を引き続き行い、くろまぐろ漁業・養殖業の実態の把握に努める。

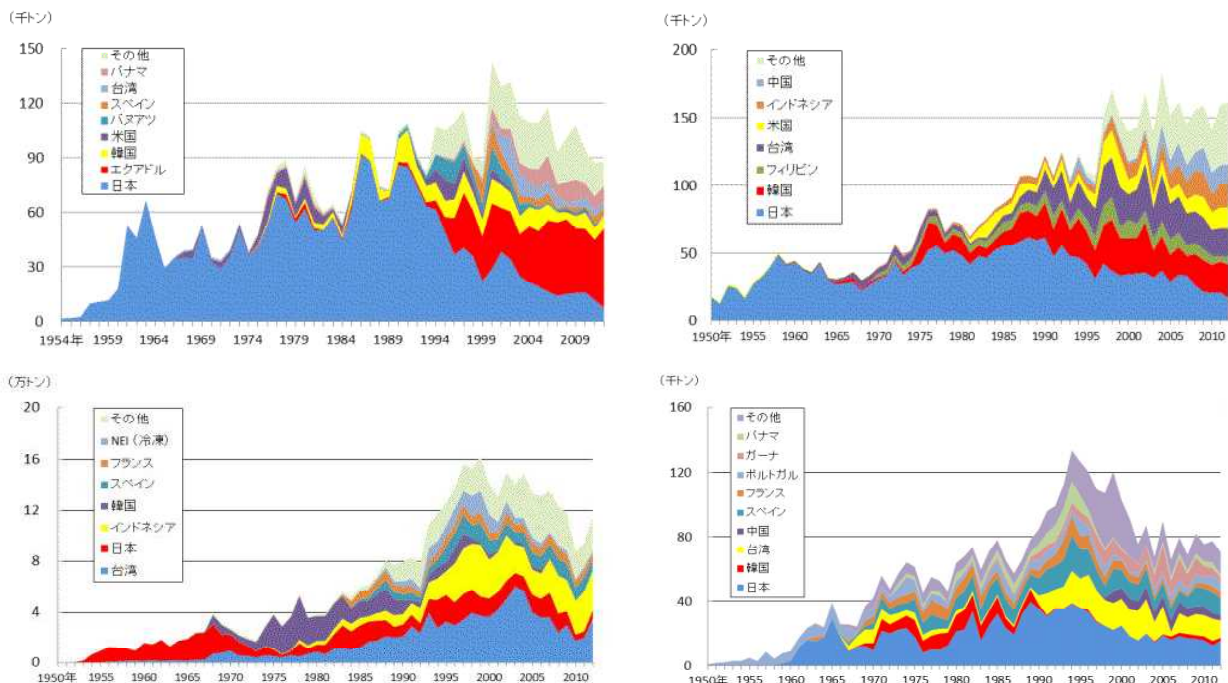
## 10 めばち

### (1) 資源及び漁獲の状況

資源の状況については、東部太平洋では、全米熱帯まぐろ類委員会（以下「IATTC」という。）において、資源量はやや低く、漁獲圧もやや低いと評価されている。資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。中西部太平洋では、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、近年の漁獲は過剰な状態にあり、資源は減りすぎていると評価されている。資源水準は低位、動向は減少と評価される。インド洋では、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）において、資源及び漁獲は適正なレベルにあると評価されている。資源水準は中位、動向は微増と判断される。大西洋では、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）の評価において、過剰な漁獲の状況は脱したと見られている。資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

漁獲の状況については、各海域における当該資源の国別漁獲量は図11のとおりである。我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2012年の漁獲量は5.4万トンである。

図11 各海域におけるめばちの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(独) 水産総合研究センター「国際漁業資源の現況」を基に作成

注：東部太平洋（左上図）、中西部太平洋（右上図）、インド洋（左下図）、大西洋（右下図）

## (2) 資源管理目標

いずれの海域においても資源の維持・回復を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないのであるか減少させる必要があるとされており、我が国としてもこの方針に則った形で管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

めばちを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

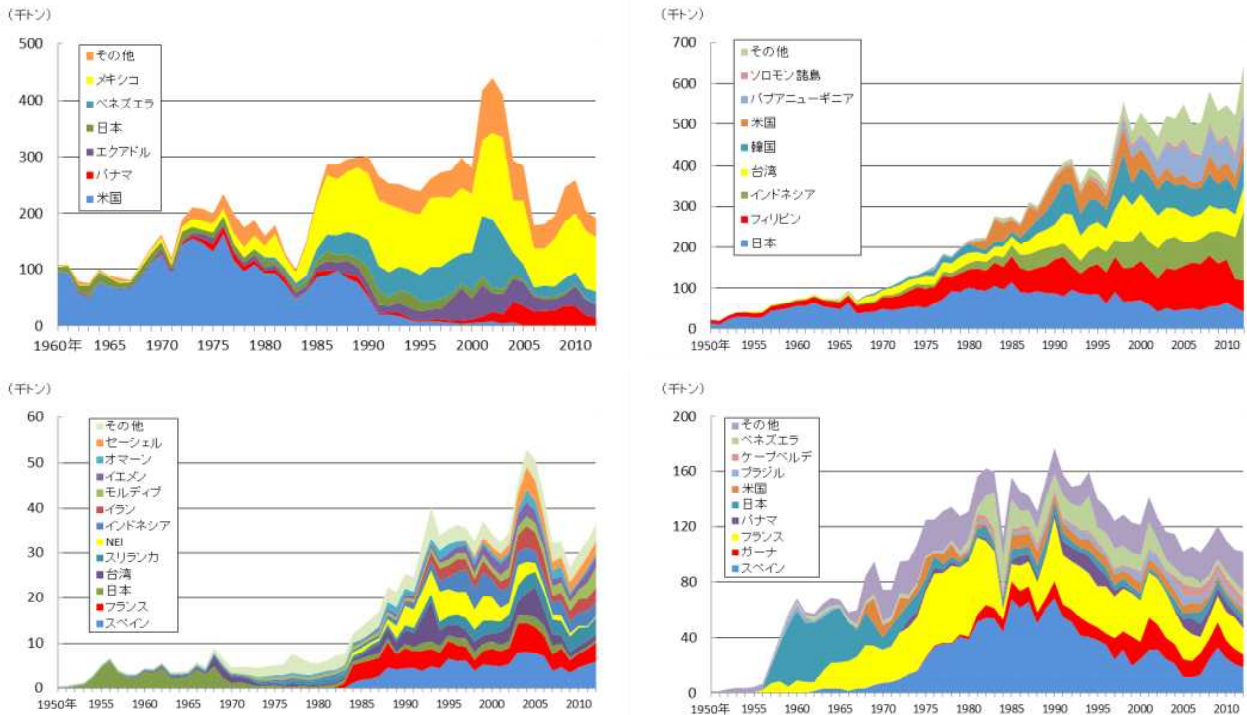
## 1 1 きはだ

### (1) 資源及び漁獲の状況

資源の状況については、東部太平洋では、IATTCにおいて、資源量はやや低いが、漁獲は過剰ではないと評価されている。資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。中西部太平洋では、WCPFCにおいて、漁獲は過剰ではなく、資源は減りすぎていないと評価されている。資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。インド洋では、IOTCにおいて、現在の漁獲は過剰ではないと評価されている。資源水準は中位、動向は微増と判断される。大西洋では、ICCATにおいて、資源は乱獲状態にあるものの、漁獲圧は高くないと見られている。資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

漁獲の状況については、各海域における当該資源の国別漁獲量は図12のとおりである。我が国では、主に太平洋中央海区及びインド洋海区を操業区域とする大中型まき網漁業（以下「海外まき網漁業」という。）、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2012年の漁獲量は6.6万トンである。

図12 各海域におけるきはだの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「国際漁業資源の現況」を基に作成

注：東部太平洋（左上図）、中西部太平洋（右上図）、インド洋（左下図）、大西洋（右下図）

## (2) 資源管理目標

いずれの海域においても資源の維持を図るためには、漁獲圧をこれ以上に増やさないようにする必要があるとされており、我が国としてもこの方針に則った形で管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

きはだを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業及び海外まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 1.2 かつお

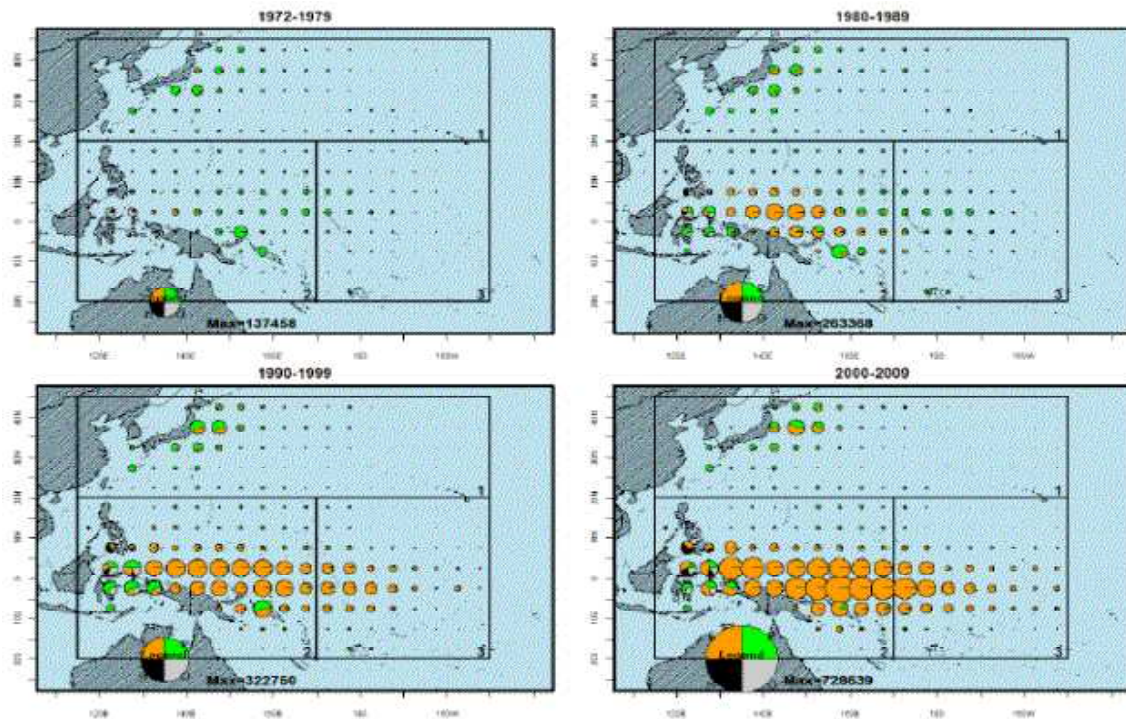
### (1) 資源及び漁獲の状況

資源の状況については、我が国漁船が主に操業している中西部太平洋では、WCPFCにおいて、漁獲は過剰ではないと評価されているものの、近年漁獲による死亡の割合が増加し、資源の減少が続いていることが指摘されている。資源水準は高位、動向は減少と判断される。しかしながら、1970年代以降15~20万トンで安定してきた北緯20度以北

の日本近海での漁獲量が、近年は低調に推移してきていることなどから、WCPFCにおける資源評価において、赤道域での漁獲量の増大が我が国周辺水域等の高緯度域での漁獲の減少に結びついている可能性があるとして、熱帯域におけるまき網による漁獲をさらに規制していく必要があるとされている（図13-1）。

漁獲の状況については、中西部太平洋における当該資源の国別漁獲量は図13-2のとおりである。我が国では、主に海外まき網漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く。）により当該資源を漁獲しており、2012年の漁獲量は28.9万トンである。

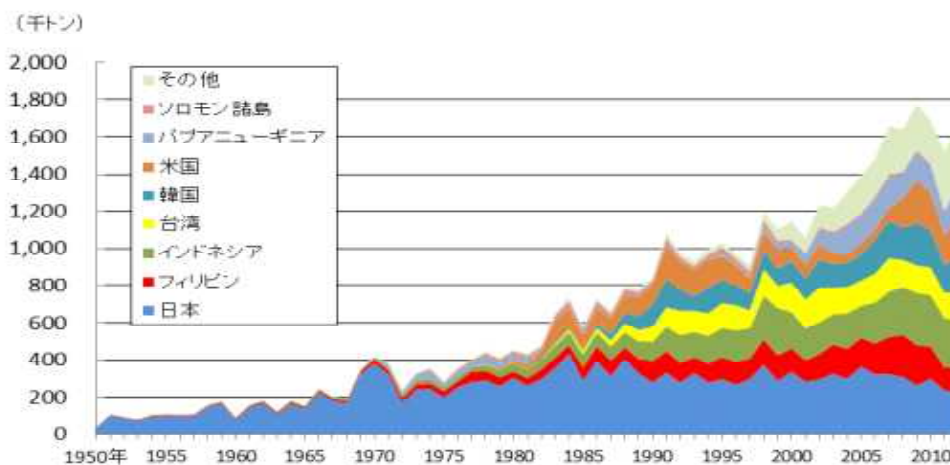
図13-1 中西部太平洋における各海域での1972～2009年の漁法別累積かつお漁獲量分布



資料：Hoyle et al. 2011

注：緑（竿釣り）、橙（まき網）、黒（手釣り）、灰（その他）

図13-2 中西部太平洋におけるかつおの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「国際漁業資源の現況」を基に作成

## (2) 資源管理目標

WCPFCを通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、漁獲圧を増やさないように管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

### 遠洋かつお一本釣り漁業

かつおの資源水準の維持を図るため、当該漁業においては、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○休漁

### 近海かつお一本釣り漁業

かつおの資源水準の維持を図るため、当該漁業においては、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

#### ○休漁

一方、かつおを漁獲対象としている他の漁業種類（海外まき網漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く））については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

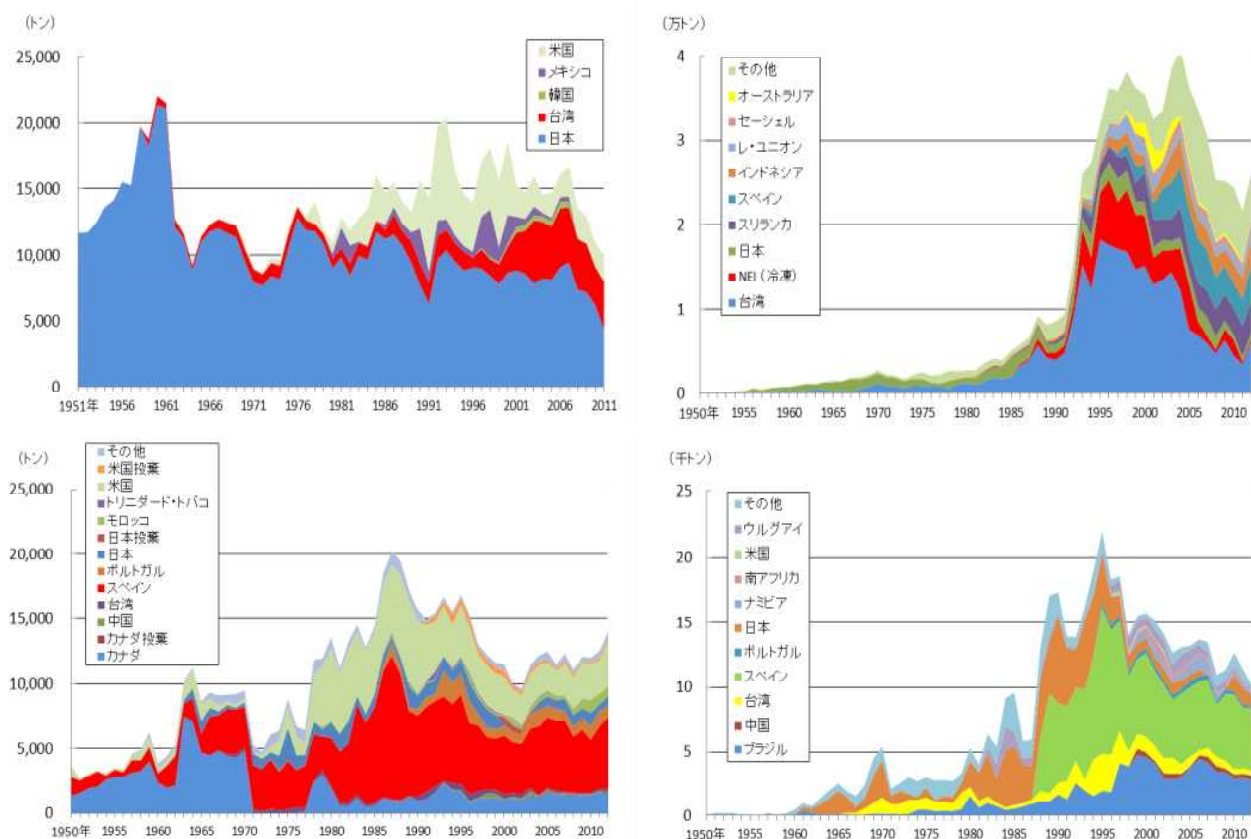
## 13 めかじき

### (1) 資源及び漁獲の状況

資源の状況については、北太平洋では、ISCにおいて、健全であり、また、過剰漁獲の状況にはないと評価されている。資源水準は高位、動向は安定と判断される。インド洋では、IOTCにおいて、資源は乱獲状態になく、漁獲は過剰でないと評価されている。資源水準は中位、動向は微増と判断される。北大西洋では、ICCATにおいて、資源は乱獲状態になく、漁獲は過剰でないと評価されている。資源水準は中位、動向は増加と判断される。南大西洋では同じくICCATの評価において、資源は乱獲状態になく、漁獲は過剰でない可能性が高いとされている。資源水準は中位、動向は増加と判断される。

漁獲の状況については、各海域における当該資源の国別漁獲量は図14のとおりである。我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2012年の漁獲量は0.7万トンである。2011年の漁獲量は0.7万トンであり、2010年以前より減少している。これは、主に北太平洋でめかじきを獲っている気仙沼の近海はえ縄漁船団と気仙沼漁港が震災被害を受けたことによる。

図14 各海域におけるめかじきの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「国際漁業資源の現況」を基に作成

注：北太平洋（左上図）、インド洋（右上図）、北大西洋（左下図）、南大西洋（右下図）

## (2) 資源管理目標

地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理措置の導入・実施に向けた働きかけを継続するとともに、我が国としてもこれ以上資源に影響を及ぼすことのないよう漁獲圧をこれ以上増やさないように管理していくこととする。

## (3) 資源管理措置

めかじきを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

## 1.4 その他の広域魚種について

(1) 上記の魚種のほか、TAC対象魚種に次いで漁獲量が多く、広範囲にわたり生息し、国民生活上又は漁業上重要な魚種として、かたくちいわし、ぶり、うるめいわし、まだら及びほっけが挙げられる。

かたくちいわしの資源の状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は減少、瀬戸内海系群の資源水準は中位、動向は横ばい、対馬暖流系群の資源水準は低位、動向は減少となっている。地域により主となる漁業種類は異なるが、まき網漁業、定置漁業、船びき網漁業等により、シラスから成魚まで満遍なく漁獲されており、特にシラスを対象とした漁業が発達した地域もある。

ぶりの資源の状況は、資源水準は高位、動向は増加となっている。主に定置漁業及びまき網漁業により当歳魚から成魚まで漁獲されており、漁業種類や地域によって漁獲物の年齢や漁期が異なる。

うるめいわしの資源の状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は横ばい、対馬暖流系群の資源水準は中位、動向は増加となっている。主にまき網漁業、棒受網漁業、定置漁業により漁獲されており、シラスは船びき網漁業で漁獲される。

まだらの資源の状況は、太平洋北部系群の資源水準は高位、動向は増加、日本海系群の資源水準は高位、動向は横ばい、北海道の資源水準は高位、動向は増加となっている。主に沖合底びき網漁業で漁獲され、次いで刺し網漁業、小型底びき網漁業、延縄漁業等により漁獲される他、冬季に産卵のために接岸する大型個体が定置漁業により漁獲されている。

これらの魚種については、資源の状況は概ね安定しているが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域における漁業管理等の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、資源管理のあり方について検討する必要がある。

ほっけについては、ほぼ全てが北海道周辺海域で漁獲されており、沖合底びき網漁業、定置漁業、底建網漁業、刺し網漁業など多様な漁業で漁獲されている。資源の状況は、道北系群、道南系群、根室海峡・道東・日高・胆振の全ての資源水準が低位、動向は減少となっている。特に、ほっけ資源の大半を占める道北系群については、漁獲量及び漁獲努力量を大幅に削減するなどの強度の資源管理措置に取り組む必要がある。

- (2) その他、とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、資源の状況は、資源水準は低位、動向は減少が継続していることから、漁獲の7割（尾数換算）を未成魚（0～1歳）が占める実態を踏まえ、とらふぐを漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、関係漁業者が統一的な方針の下で未成魚漁獲抑制などの資源管理に取り組む必要がある。その上で、先行して資源管理に取り組んでいる漁業者については、更なる資源管理措置を検討するなど、対応出来る分野から実行していく必要がある。

## 【漁業種類別資源管理】

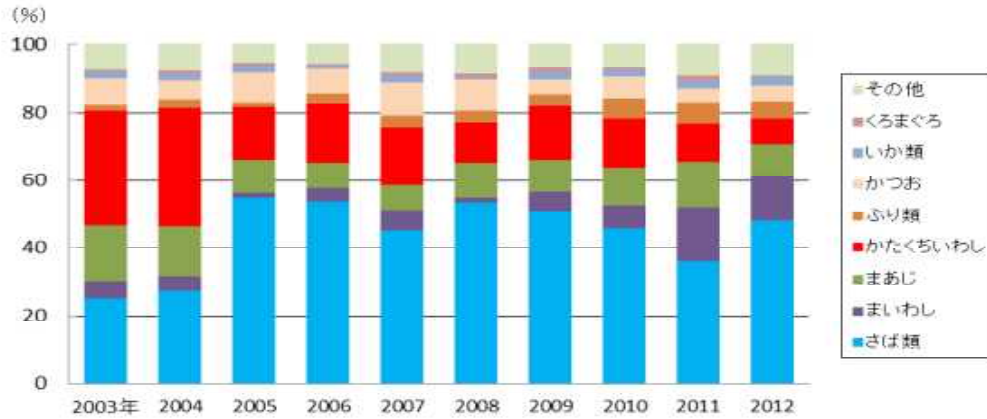
### 1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）

#### (1) 漁獲の状況

大中型まき網漁業は、操業海域に応じて、まあじ、まいわし、さば類、するめいか、太平洋くろまぐろ又はかつお等の浮魚類を主な漁獲対象魚種とするが（図15-1）、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として海域ごとに資源管理措置を講ずることとする。

大中型まき網漁業の漁獲量は、1986年に過去最高となる419万トンを記録したが、まいわし資源の長期的変動に伴う資源の急激な変化とともに減少し、2012年の漁獲量は59万トンであった（図15-2）。

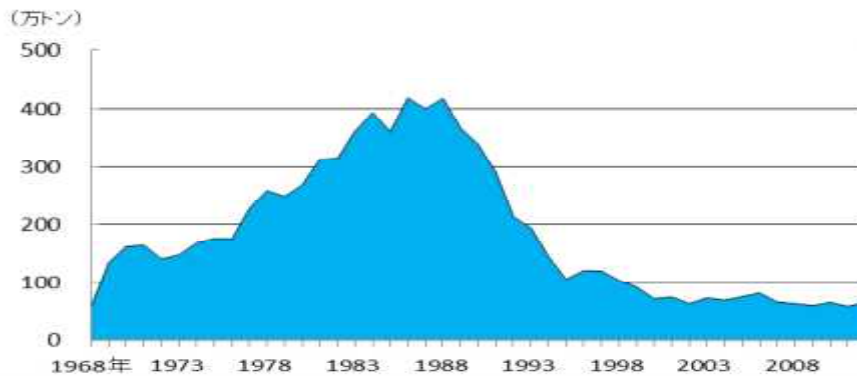
図15-1 大中型まき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図15-2まで同じ）

注：海外まき網漁業を除く（以下図15-2まで同じ）

図15-2 大中型まき網漁業の漁獲量の推移



## (2) 資源管理措置

まあじ、まいわし、さば類、するめいか、太平洋くろまぐろ又はかつお等の資源を管理目標に従って回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

なお、資源管理のあり方検討会取りまとめ（平成26年7月）を踏まえ、平成26年10月から、北部太平洋海区の大中型まき網漁業において一部漁船を対象に試験的なさば類の個別割当方式による管理に着手し、数年間の活動を通じてその効果等を実証する必要がある。

### ○休漁

上記の措置のほか、まあじ、まいわし、さば類及びするめいかについて、年間の漁獲可能量以下の漁獲量上限を設定するとともに、資源状況及び来遊状況を踏まえて、四半期別漁獲目標量を設定する必要がある。四半期別漁獲目標量については、必要に応じて漁業者団体別に設定する。

また、太平洋くろまぐろについて、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○九州西海域及び日本海における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定

#### <強度資源管理>

### ○太平洋における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定



上記の措置のほか、日本海における成魚の漁獲量上限を設定する必要がある。

さらに、これまで、「マサバ太平洋系群資源回復計画」（2003年10月23日公表）で取り組んできた操業時間の制限等の措置、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」（2009年3月31日公表）で取り組んできた措置についても引き続き取り組む必要がある。

加えて、漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

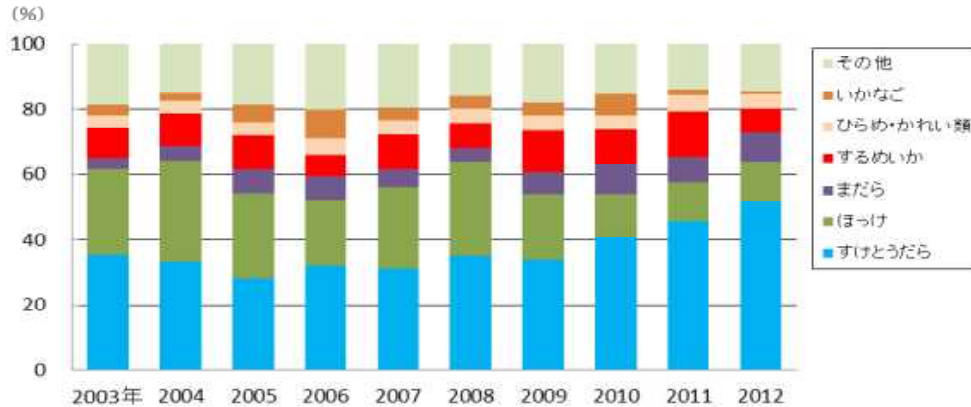
## 2 沖合底びき網漁業

### (1) 漁獲の状況

沖合底びき網漁業は、操業海域に応じて、すけとうだら、するめいか、ずわいがに、ほっけ、まだら、ひらめ又はかれい類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが（図16-1）、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うことはせず、漁業種類別の措置として地区ごとに資源管理措置を講ずることとする。

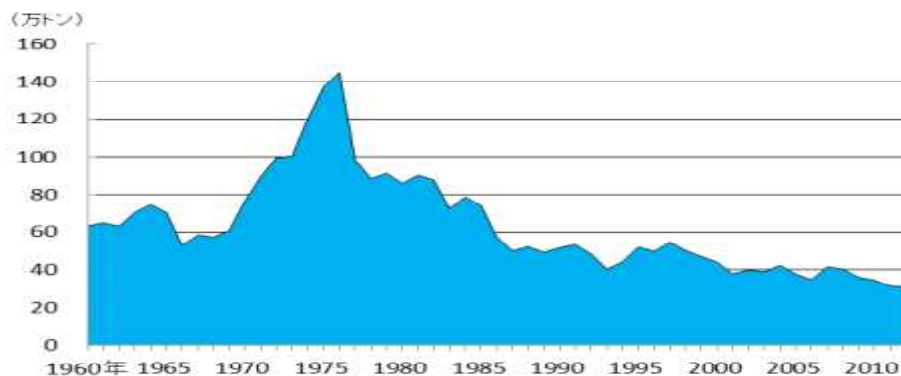
沖合底びき網漁業の漁獲量は、ロシア連邦水域での漁獲もあって1976年に過去最高となる145万トン記録した。その後、ロシア連邦の排他的経済水域の設定等に伴い減少したが、近年は比較的安定し、2012年の漁獲量は31万トンであった（図16-2）。

図16-1 沖合底びき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図16-2まで同じ）

図16-2 沖合底びき網漁業の漁獲量の推移



(2) 資源管理措置

すけとうだら、するめいか、ずわいがに又はほっけの資源管理目標に従って回復又は維持を図るとともに、各地区における主要な漁獲対象魚種の資源を維持又は増大させるため、漁獲可能量の設定、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、各地区において下表の箇条書きの措置に取り組む必要がある。

【オホーツク海】

地区	自主的措置
北海道オホーツク海地区	<p>○休漁（すけとうだら）</p> <p>○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」（2004年4月22日公表）で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p> <p>さらに、ほっけについても、漁獲量上限の設定等の措置に取り組む必要がある。</p>

【太平洋】

地区	自主的措置
北海道太平洋地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら）</p> <p>○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」（2005年3月10日公表）で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
青森県太平洋地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」（2007年3月29日公表）で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
岩手県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「岩手県ヒラメ資源回復計画」（2006年2月27日公表）以前より自主的措置として取り組んできたひらめの小型魚の再放流の措置、「岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のけがに・みずだこの再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>

【太平洋】（続き）

地区	自主的措置
宮城県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、するめいか及びずわいがに）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「宮城県マアナゴ資源回復計画」（2008年2月12日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
福島県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、ずわいがに）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「福島県マアナゴ資源回復計画」（2007年2月13日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
茨城県地区	<p>○漁具の制限（かれい類等）</p> <p>○種苗放流（ひらめ）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のしらいとまきばいの再放流の措置についても引き続き取り要がある。</p>
千葉県地区	<p>○休漁（かれい類等）</p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
愛知県地区	<p>○休漁（あおめえそ及びにぎす等）</p>
高知県地区	<p>○休漁（あおめえそ及びにぎす等）</p>
愛媛県地区	<p>○休漁（やりいか等）</p>

【日本海】

地区	自主的措置
北海道日本海地区	<p>○操業隻日数上限の設定（すけとうだら）＜強度資源管理＞  <u>※ただし、すけとうだら日本海系群を専ら利用する漁業者に限る。</u></p> <p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら）            ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）            また、上記の措置のほか、これまでに「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」（2004年4月22日公表）で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置、「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画」（2007年3月29日公表）で取り組んできたすけとうだらの小型魚の漁獲割合による漁場移動等の措置についても引き続き取り組む必要がある。            さらに、ほっけについても、漁獲量上限の設定等の措置に取り組む必要がある。</p>
青森県日本海地区	<p>○休漁（すけとうだら及びかれい類等）            ○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら）            また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）以前より自主的措置として取り組んできたはたはたの全長制限等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
秋田県地区	<p>○休漁（はたはた等）            また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
山形県地区	<p>○休漁（かれい類等）            また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「山形県ヒラメ資源回復計画」（2007年10月11日公表）で取り組んできたひらめの全長制限の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
新潟県地区	<p>○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びずわいがに）            また、上記の措置のほか、これまでに「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>

【日本海】（続き）

地区	自主的措置
石川県地区	<p>○<u>休漁（かれい類等）</u></p> <p>○<u>当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置、「石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画」（2007年4月27日公表）で取り組んできたひらめの小型魚の再放流についても引き続き取り組む必要がある。</p>
福井県地区	<p>○<u>当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u></p> <p>○<u>漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた海底清掃・海底耕耘の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
京都府地区	<p>○<u>休漁（かれい類等）</u></p> <p>○<u>漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた操業回数の制限等の措置、「京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
兵庫県地区	<p>○<u>当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u></p> <p>○<u>漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>
鳥取県地区	<p>○<u>当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u></p> <p>○<u>漁獲物の制限（ずわいがに）</u></p> <p>また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置についても引き続き取り組む必要がある。</p>

【日本海】（続き）

地区	自主的措置
島根県地区 （1 そうびき）	<u>○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）</u> <u>○漁獲物の制限（ずわいがに）</u> また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできたあかがれいの採捕の自粛等の措置についても引き続き取り組む必要がある。
島根県地区 （2 そうびき）	<u>○休漁（かれい類等）</u> <u>○種苗放流（ひらめ）</u> また、上記の措置のほか、これまでに「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできたあかがれいの採捕の自粛等の措置についても引き続き取り組む必要がある。
山口県・福岡県地区	「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2 そうびき）包括的資源回復計画」（2006年10月13日公表）で取り組んできた下記の措置に引き続き重点的に取り組む。 <u>○漁具の制限（あかむつ）</u> <u>○種苗放流（まだい等）</u>

さらに、地区ごとに漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する

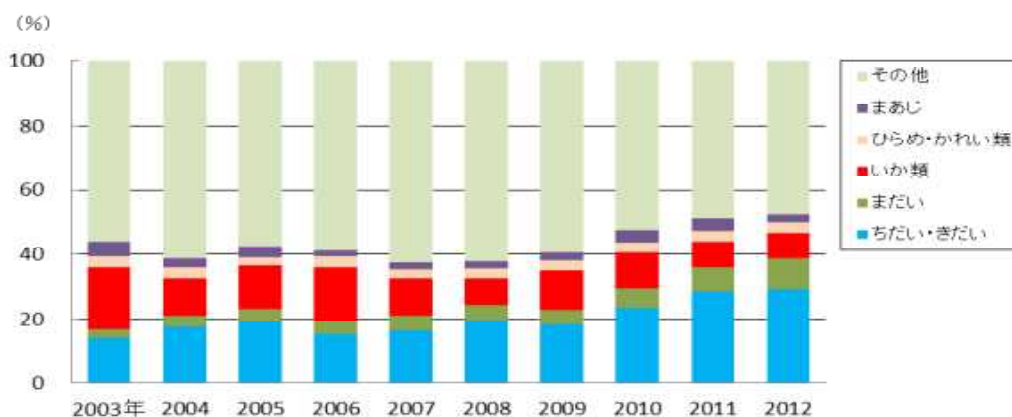
### 3 以西底びき網漁業

#### （1）漁獲の状況

以西底びき網漁業は、かれい類、たい類及びいか類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが（図17-1）、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

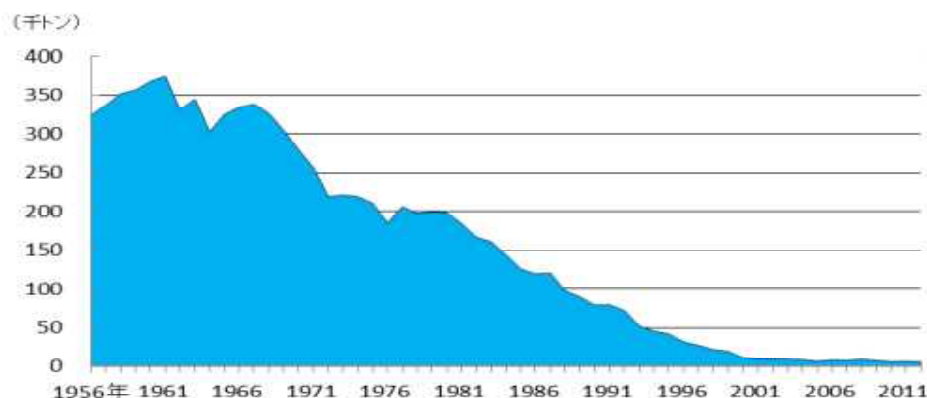
以西底びき網漁業の漁獲量は、1961年に過去最高となる37万トンを記録したが、その後東シナ海・黄海における底魚資源の悪化、膨大な数の中国漁船との漁場競合による漁船数の大幅な減少等に伴って減少し、2012年の漁獲量は5千トンであった（図17-2）。

図17-1 以西底びき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図17-2まで同じ）

図17-2 以西底びき網漁業の漁獲量の推移



## (2) 資源管理措置

東シナ海海域の底魚資源についてはその資源水準が低位にあることから、これら資源の回復を図るため、「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（2そうびき）包括資源回復計画」（2006年10月13日公表）に基づき、休漁等の措置に取り組んできた。その結果、資源の減少傾向に概ね歯止めをかけることができたと考えられるが、引き続き資源の回復を図るため、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○漁具の制限

### ○種苗放流

また、上記の措置のほか、資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

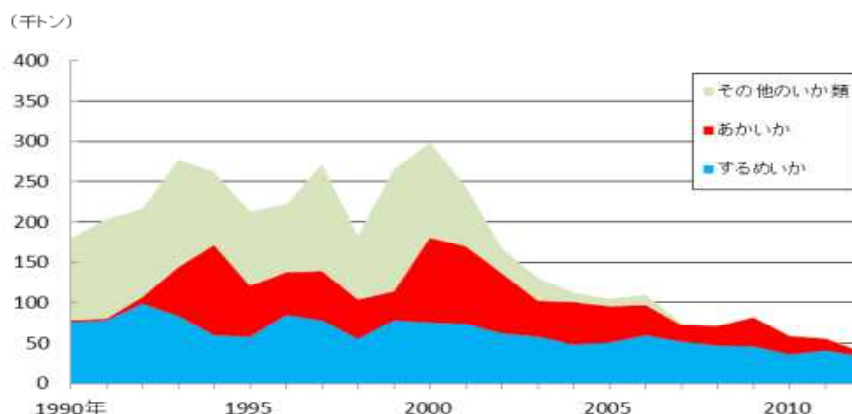
## 4 いか釣り漁業

### (1) 漁獲の状況

いか釣り漁業は、するめいか又はあかいか等のいか類を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うことはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

いか釣り漁業の漁獲量は、2000年に過去最高となる30万トンを記録したが、主に外国水域での操業が困難になったことにより減少し、2012年の漁獲量は4万トンであった（図18）。

図18 いか釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

するめいか又はあかいかを利用するいか釣り漁業者にとっては、資源の維持を図るため、漁獲可能量、許可内容、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○休漁

また、上記の措置のほか、するめいかの産卵親魚の保護のための保護区の設定についても取り組み、資源の維持を図る必要がある。

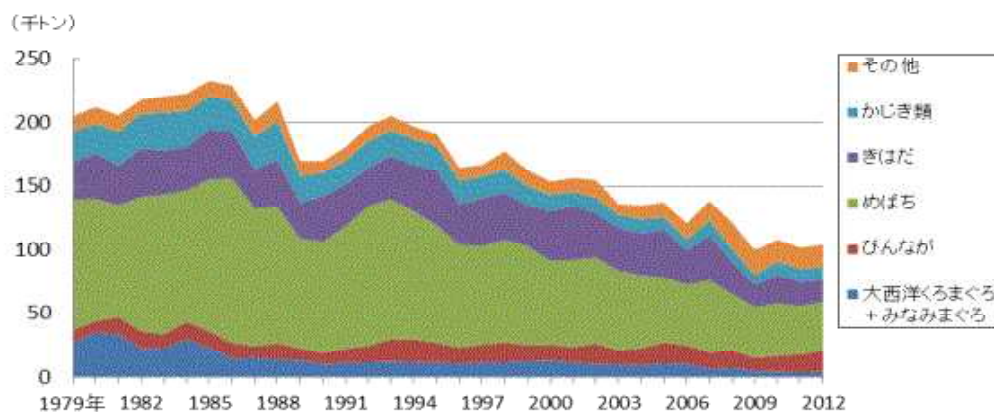
## 5 遠洋まぐろはえ縄漁業

### (1) 漁獲の状況

遠洋まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、近年かつお・まぐろ資源の低迷とともに減少し、2012年の漁獲量は10.8万トンであった（図19）。

図19 遠洋まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成



## (2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじきを利用する遠洋まぐろはえ縄漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○休漁

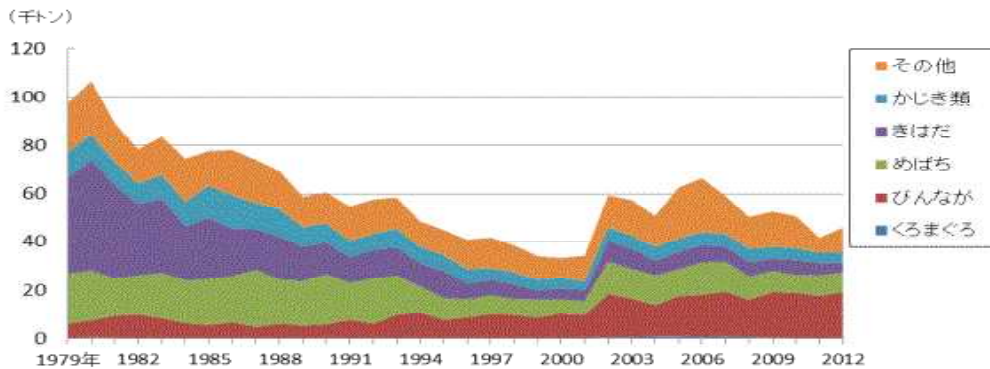
## 6 近海まぐろはえ縄漁業

### (1) 漁獲の状況

近海まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、かつお・まぐろ資源の低迷とともに近年減少し、2012年の漁獲量は4.7万トンであった（図20）。

図20 近海まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

注：2002年度より20トン未満船による近海かつお・まぐろ漁業が大臣許可漁業になったことから、同年より20トン未満の漁獲量を含む。

## (2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじきを利用する近海まぐろはえ縄漁業者にとっては、資源の維持・回復を促進するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○休漁

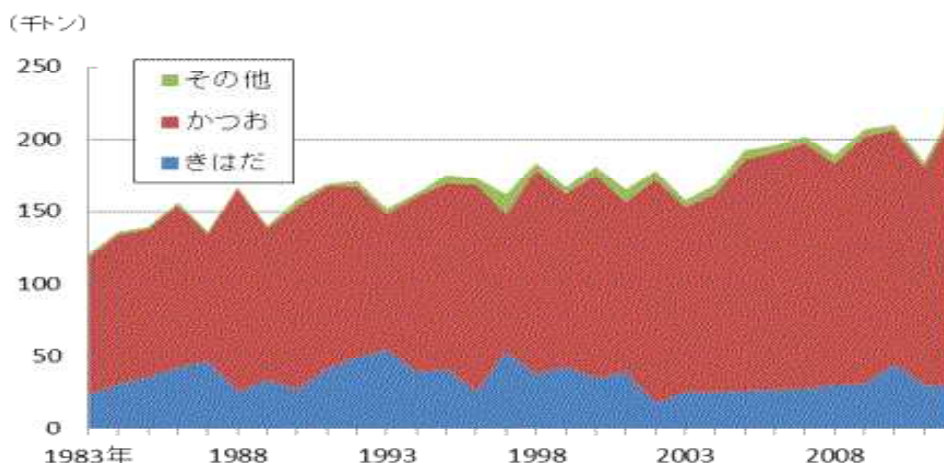
## 7 海外まき網漁業

### (1) 漁獲の状況

海外まき網漁業は、きはだ又はかつおを主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

海外まき網漁業の漁獲量は、比較的安定しており、2012年の漁獲量は22万トンであった（図21）。

図21 海外まき網漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

## (2) 資源管理措置

きはだ又はかつおを利用する海外まき網漁業者にあっては、資源に与える影響を抑えるため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○休漁

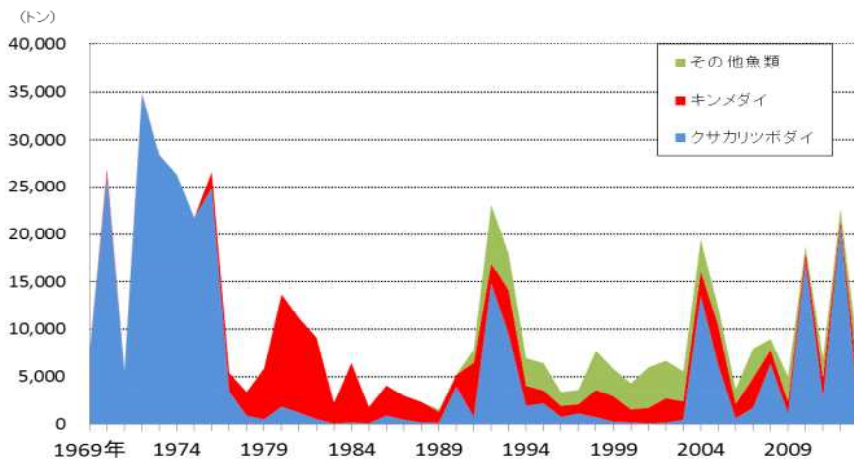
## 8 遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業

### (1) 漁獲の状況

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業は、くさかりつぼだい及びきんめだい等を主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量は、くさかりつぼだいが多く漁獲された1972年に最高となる34,909トンを記録してから1976年までの毎年において良好な漁獲量があったが、1977年にくさかりつぼだいの漁獲量の急激な減少に伴い全体の漁獲量が減少した。その後、漁獲量全体のうちきんめだいの割合が増加するものの、1983年からはきんめだいの漁獲量が減少し、全体の漁獲量も増減を繰り返した後、くさかりつぼだいの卓越年級群が発生した1992年、2004年、2010年及び2012年の4回を除いて漁獲量は低水準となっている（図22）。

図22 北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量の推移



資料：(独) 水産総合研究センター国際水産資源研究所資料を基に作成

(2) 資源管理措置

くさかりつぼだい及びきんめだいを利用する遠洋底びき網漁業者及び太平洋底刺し網等漁業者にあっては、資源の持続的利用を図るため、公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁

○操業禁止区域の設定

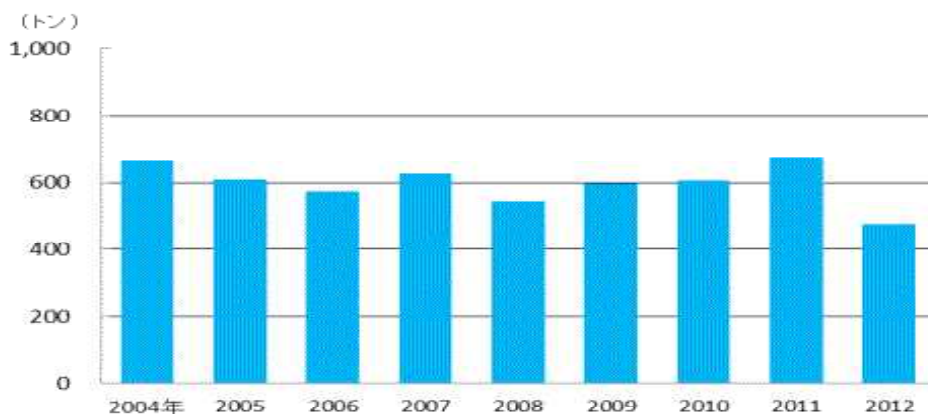
9 東シナ海はえ縄漁業

(1) 漁獲の状況

東シナ海はえ縄漁業は、はた類、たい類及びきんめだい等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

東シナ海はえ縄漁業の漁獲量は、2004年から2011年にかけて概ね600トン前後で推移していたが、2012年の漁獲量は474トンであった(図23)。

図23 東シナ海はえ縄漁業の漁獲量の推移



資料：「東シナ海はえ縄承認漁業漁獲成績報告書(2004～2007年)」及び「東シナ海はえ縄漁業漁獲成績報告書(2008～2012年)」を基に作成

## (2) 資源管理措置

底魚資源の維持を図るため、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

### ○休漁

## 第3 その他

本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したことを示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

さらに、水産基本計画（2012年3月）では、地域において実施体制が整った場合には、個別割当についても利用を推進するとしている。公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基づく漁獲量上限等を基に、漁業者団体の自主的な取組として、年間又は漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分し、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組むことが重要である。

なお、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下表左欄の資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	以下のいずれかの資料を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）</li> <li>・ 係船等にて休漁している漁船の写真</li> <li>・ VMSの記録</li> <li>・ 作業時の無線等連絡の記録</li> <li>・ 入港日及び出港日が確認できる書類（入港届、出港届等）</li> </ul>
漁獲量上限の設定	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
操業隻日数上限の設定	・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
漁具の制限 (網目、オッターボードの制限等)	・ 漁具の写真
操業禁止区域の設定	・ GPS、VMS等の記録
漁獲物の制限 (全長又は体長の制限、産卵親魚採捕期間の制限等)	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類で、銘柄表示等があり、措置の履行が確認できるもの。）
種苗放流	・ 種苗放流に要した経費を負担したことがわかる証拠書類
海底清掃・海底耕耘	・ 当該活動の写真